証券コード　8746
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区神泉町９番１号
第一商品株式会社
代表取締役社長　山　中　教　史

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区道玄坂二丁目10番７号
新大宗ビル１号館
フォーラムエイト６階　663号室
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
３．目的事項
報告事項　第43期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役13名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　また、本総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加いただきますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.dai-ichi.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行による大規模な追加金融緩和政策を背景に、雇用・所得環境などに改善傾向が見られ景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、消費税率引上げによる駆け込み需要の反動や円安による物価上昇により、個人消費の落ち込みの長期化が見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。また海外においては、米国経済が堅調に推移する一方で、原油価格の急落、欧州の債務問題、緊迫する中東情勢、中国その他新興国経済の鈍化などが懸念されております。

一方、当商品先物取引業界におきましては、期初から夏場までは商品相場や為替の値動きが極めて乏しかったことから取引が手控えられる傾向にありましたが、10月以降は急速な円安進行に加え、米国の景気回復見通しの高まりや原油価格の下落などにより、商品価格が大きく変動し、出来高回復の兆しが見られました。しかし、第４四半期後半の２月以降、為替レートが１ドル＝120円前後で推移したことや日経平均株価が15年ぶりに高値を付けるなど、金融市場が安定して推移した結果、上場商品の価格が概ねボックス圏の値動きとなり、国内商品先物取引市場の当期の売買高は46,027千枚（前期比4.9％減）となりました。

このような状況の中、当社におきましては、上記の経済や当業界等の情勢により、円安進行やギリシャ問題・世界的株安などリスク回避の動きが活発となったことで、主力取扱商品である金価格も一時的には大きな値動きを見せ当社の売買高は堅調に推移しましたが、２月以降、ＮＹ市場の金価格が下落したため、当社もその影響を受け予想以上に取引が伸びず、当期における当社の商品先物取引売買高は678千枚（前期比1.1％増）となりました。

この結果、当期における営業収益は6,336百万円（前期比1.0％減）、営業利益は34百万円（前期は243百万円の損失）、経常利益は441百万円（前期は19百万円の損失）となりましたが、第２四半期決算において繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額512百万円を計上したことにより、126百万円の当期純損失（前期は62百万円の利益）となりました。

なお、商品市場別受取手数料をはじめとする営業収益の内訳は、次のとおりであります。

営業収益の内訳

（単位：千円）

区分			金額	構成比
受取手数料	商品市場別	農産物市場	75	0.0％
		農産物・砂糖市場	10,511	0.2
		貴金属市場	5,252,732	83.0
		ゴム市場	21,934	0.3
		石油市場	9,258	0.1
		中京石油市場	18	0.0
		小計	5,294,529	83.6
	現金決済取引	石油市場	4,351	0.1
		小計	4,351	0.1
	外国為替証拠金取引		589,828	9.3
	受取手数料計		5,888,709	93.0
売買損益	商品先物評価損益		△1,948	△0.0
	商品売買損益		130,632	2.0
	売買損益計		128,684	2.0
その他			319,073	5.0
合計			6,336,467	100.0

（２）資金調達等についての状況

① 資金調達の状況
該当事項はありません。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

（３）直前三事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分	第40期 （平成23／4～24／3）	第41期 （平成24／4～25／3）	第42期 （平成25／4～26／3）	第43期（当期） （平成26／4～27／3）
営業収益 （うち受取手数料）	8,055,480 (7,659,882)	8,004,950 (7,648,909)	6,398,799 (6,098,221)	6,336,467 (5,888,709)
経常利益 経常損失	1,749,498 －	1,552,165 －	－ 19,643	441,321 －
当期純利益 当期純損失	923,456 －	639,141 －	62,211 －	－ 126,413
１株当たり当期純利益 １株当たり当期純損失	59円73銭 －	41円40銭 －	4円03銭 －	－ 8円19銭
１株当たり純資産額	580円55銭	602円14銭	586円19銭	558円14銭
総資産 （うち預り資産）	41,087,527 (30,747,483)	45,268,700 (34,517,351)	43,980,381 (31,984,478)	44,880,954 (35,270,183)

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

２．総資産のうち預り資産の表示は、預り外国為替委託証拠金の金額を含めて表示しております。
なお、第40期の預り外国為替委託証拠金の金額は、10,007,440千円、第41期の預り外国為替委託証拠金の金額は、11,577,654千円、第42期の預り外国為替委託証拠金の金額は、10,658,822千円、第43期（当期）の預り外国為替委託証拠金の金額は、12,480,925千円であります。

（４）対処すべき課題

当社を取り巻く商品先物市場の出来高は、為替相場の変動を契機に秋口から盛り返しの気配が見られましたが、総体的には、一段と厳しさが増しております。そのような中、アベノミクスの第3の矢といわれる「民間投資を喚起する成長戦略」の取組として、規制緩和等によって民間企業が真の実力を発揮できる社会を目指す「規制改革実施計画」が策定され、商品先物取引に関しても、平成27年１月に「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされたことを受け、同年6月より不招請勧誘規制の緩和に係る商品先物取引法施行規則等の改正が行われました。

こうした情勢の下、当社は従来よりテレビＣＭや民放テレビで投資情報番組を提供することで信用や社会的認知度の向上をはかり、より多くのお客様に商品先物取引を理解していただくために、地域でのセミナーや資料提供を積極的に行ってまいりました。さらに新聞広告や広報誌等で来店型営業、地域密着型営業を推進することで、地域やお客様、株主様といったステークホルダーとの信頼関係をより強固なものとし、当社が掲げる経営理念「商品先物取引の大衆化」の実現のためにも、商品先物取引や金地金現物取引、外国為替証拠金取引のさらなる普及に取り組み、支店網の拡大に繋げることでお客様満足や企業価値の向上を目指してまいります。

今後、従来にも増して商品先物市場の環境変化やお客様ニーズを的確に反映した質の高いサービスの提供に努めるとともに、内部統制の強化と人材の育成に取り組み、適切なリスク管理を通じて健全な財務と安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

（５）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は下記に示す取引所における上場商品先物取引の受託業務を行っております。

取引所名	商品市場名
東京商品取引所	貴金属市場、アルミニウム市場、ゴム市場、石油市場、中京石油市場、農産物・砂糖市場
大阪堂島商品取引所	農産物市場、砂糖市場、農産物・飼料指数市場、水産物市場

また、外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売業務も行っております。

（６）主要な事業所（平成27年３月31日現在）

本店	東京都渋谷区	名古屋支店	愛知県名古屋市東区
日本橋支店	東京都中央区	大阪支店	大阪府大阪市中央区
新宿支店	東京都新宿区	大阪本町支店	大阪府大阪市中央区
横浜支店	神奈川県横浜市西区	和歌山支店	和歌山県和歌山市
埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区	広島支店	広島県広島市中区
千葉支店	千葉県千葉市中央区	高松支店	香川県高松市
仙台支店	宮城県仙台市青葉区	福岡支店	福岡県福岡市博多区

（７）使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
446名	17名増	35.9歳	10.2年

（８）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（９）主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　50,128,000株

(2) 発行済株式の総数　16,227,207株

(3) 株主数　4,628名

(4) 上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムラサキ	1,546,000株	10.0%
本田美恵子	1,441,000株	9.3%
第一商品社員持株会	1,139,108株	7.4%
本田忠	825,000株	5.3%
村崎稔	486,000株	3.1%
住吉幸三郎	333,300株	2.2%
本田求	324,000株	2.1%
本田秀	309,800株	2.0%
竹村渉	232,500株	1.5%
種村績	225,000株	1.5%

（注）１．当社は、自己株式を789,942株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	村崎　　稔	
取締役副会長	落岩邦俊	ＩＲ担当兼穀物事業部担当
代表取締役社長	山中教史	
専務取締役	正垣達雄	管理総合本部長兼業務本部長
常務取締役	當野　　忍	営業総合本部長兼商品事業本部長
同	武田　　仁	調査本部長兼顧客審査部長兼顧客管理部長
取締役	鈴村建直	第二本部長
同	三谷正志	第三本部長兼営業推進部長
同	浅野信行	埼玉支店長
同	菅原光一	千葉支店担当
常勤監査役	遠藤　　勉	
監査役	中安博司	
同	檜原俊一	

（注）１．監査役中安博司氏及び監査役檜原俊一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

２．当社は、監査役檜原俊一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．平成26年６月27日開催の第42期定時株主総会において、取締役遠藤　勉氏は辞任により退任され、新たに三谷正志氏が取締役に選任され、就任いたしました。

４．平成26年６月27日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、監査役浅川清実氏は辞任により退任され、新たに遠藤　勉氏が監査役に選任され、就任いたしました。

５．平成26年10月31日をもって取締役義國正人氏は辞任により退任いたしました。

６．平成27年３月31日をもって取締役相談役土肥　章氏及び常勤監査役木下七郎氏は辞任により退任いたしました。

7．当事業年度中における取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山中　教史	代表取締役副社長	代表取締役社長	平成26年４月１日
土肥　章	代表取締役社長	取締役相談役	平成26年４月１日
三谷　正志	執行役員	取締役	平成26年６月27日
遠藤　勉	取締役	常勤監査役	平成26年６月27日

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取締役	13名	197,632千円
監査役	５名	15,600千円
（うち社外監査役）	（２名）	(3,600千円)
合　　計	18名	213,232千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第35期定時株主総会において年額350,000千円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第28期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

３．上記報酬等の総額には取締役役員賞与6,100千円を含めております。また、上記以外に支給見込額として役員賞与引当金繰入額を30,000千円費用計上しております。

４．当事業年度末日現在の人員は、取締役10名、監査役３名であり、支給人員との相違は平成26年６月27日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名並びに、当事業年度中に退任した取締役２名、監査役１名を含んでいるためであります。

(3) 各社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
監　査　役	中　安　博　司	当期開催の取締役会は31回全てに出席し、また当期開催の監査役会は15回全てに出席し、主に、法令遵守の観点から、議案、審議について適切な意見を述べる等、案件に応じ的確な発言を行っております。
監　査　役	檜　原　俊　一	当期開催の取締役会31回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会は15回全てに出席し、主に、法令遵守の観点から、議案、審議について適切な意見を述べる等、案件に応じ的確な発言を行っております。

（注）１．現在、各社外役員との間で責任限定契約等は結んでおりませんが、株主総会参考書類に記載の「第２号議案　定款一部変更の件」（37頁）が承認可決されることを条件に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。また、各社外役員の他の会社の役員等の兼務はありません。

２．当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。その理由としまして、客観的な視点から意見を求める一方で、当社がこれまでに築き上げた信頼と実績を阻害することなく、迅速な意思決定ができるのかを協議していたため、これまで社外取締役の選任を見送っておりました。しかし、近年の企業を取り巻く環境の変化から、コーポレートガバナンスを強化する必要性を鑑みて、早急に候補者を選出し、第43期定時株主総会にて社外取締役候補者の選任議案を付議しております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 名称

海南監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と海南監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,000万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役に対しては毎月開催の取締役会において、使用人に対してはその後開催の管理者会議及び各店・各部署の責任者による会議内容の職場報告会において、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させる。また、毎月開催の階層別集合研修において、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス体制の強化をはかる。

・内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかをチェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、総務部作成の文章回覧経由で取締役及び監査役に回覧する。

・監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務状況に関する報告内容を検証するとともに、取締役会の決議事項が法令・定款に基づき適合であるかを確認する。また、取締役の業務執行の適正性をチェックし、必要に応じて改善の助言または勧告を行う。

・インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文章を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」及び「文書取扱規程」並びに「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。

・個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。

・会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築をはかる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業活動に伴う各種のリスクについては、「受託業務管理規則」「金融商品取引業務に係るリスク管理規程」等の社内規程に基づき、各種リスクの適切な管理を行っている。リスク管理の不徹底から顧客に不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、内部監査室または調査本部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告し、リスク管理に対し独立的評価を行う。

・大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能なかぎりその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。

・反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役が経営に関する判断業務に専念でき、取締役会における経営上の意思決定のスピード化をはかるため、執行役員制度を導入し、「職務権限規程」に基づく取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置する。

・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、人事評価等は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

・取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
・当社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携をはかり、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携をはかる。

（注）　改正会社法が平成27年５月１日に施行されることに伴い、平成27年４月１日開催の当社取締役会の決議により、「⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制」の内容を一部改定しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**41,499,854**	**流動負債**	**35,881,897**
現金及び預金	15,771,897	買掛金	39,469
委託者未収金	101,058	リース債務	10,553
売掛金	30,623	未払金	188,399
商品	642,698	未払費用	73,766
貯蔵品	2,936	未払法人税等	64,896
前払費用	65,373	預り金	15,480
保管有価証券	6,853,896	賞与引当金	71,435
差入保証金	10,844,473	役員賞与引当金	30,000
委託者差金	4,471,868	訴訟損失引当金	54,851
外国為替取引預け金	1,960,571	預り証拠金	28,416,287
未収入金	377,974	預り証拠金代用有価証券	6,853,896
その他	376,482	委託者未払金	1,852
固定資産	**3,381,100**	その他	61,007
有形固定資産	**741,542**	**固定負債**	**360,040**
建物	175,813	リース債務	25,522
構築物	4,491	繰延税金負債	3,962
車両	18,945	退職給付引当金	330,555
器具及び備品	30,581	**特別法上の準備金**	**22,860**
土地	511,710	商品取引責任準備金	22,860
無形固定資産	**109,189**	**負債合計**	**36,264,797**
電話加入権	46,593	**純資産の部**	
ソフトウェア	28,930	**株主資本**	**8,607,867**
リース資産	33,666	**資本金**	**2,693,150**
投資その他の資産	**2,530,368**	**資本剰余金**	**2,672,071**
投資有価証券	39,918	資本準備金	2,629,570
出資金	55,350	その他資本剰余金	42,501
長期差入保証金	399,618	**利益剰余金**	**3,488,602**
長期貸付金	19,000	利益準備金	336,150
固定化営業債権	1,116,508	その他利益剰余金	3,152,451
破産更生債権等	1,372,857	別途積立金	2,500,000
長期前払費用	1,942	繰越利益剰余金	652,451
敷金及び保証金	700,976	**自己株式**	**△245,957**
その他	29,767	**評価・換算差額等**	**8,289**
貸倒引当金	△1,205,570	**その他有価証券評価差額金**	**8,289**
資産合計	**44,880,954**	**純資産合計**	**8,616,156**
		負債・純資産合計	**44,880,954**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
受取手数料	5,888,709	
売買損益	128,684	
その他営業収益	319,073	6,336,467
営業費用		6,301,862
営業利益		**34,605**
営業外収益		
受取利息	4,258	
受取配当金	487	
為替差益	28,384	
貸倒引当金戻入額	368,499	
償却債権取立益	1,218	
その他	5,254	408,102
営業外費用		
支払利息	893	
敷金償却費	450	
その他	42	1,386
経常利益		**441,321**
特別利益		
固定資産売却益	307	
商品取引責任準備金戻入額	161,168	161,475
特別損失		
固定資産除売却損	1,316	
商品取引責任準備金繰入額	156,998	
減損損失	2,179	
会員権評価損	9	160,504
税引前当期純利益		**442,292**
法人税、住民税及び事業税	50,689	
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	5,392	
法人税等調整額	512,624	568,706
当期純損失		**126,413**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,088,946	3,925,096	△245,957	9,044,361
会計方針の変更による累積的影響額							△1,336	△1,336		△1,336
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	1,087,610	3,923,760	△245,957	9,043,025
当期変動額										
剰余金の配当							△308,745	△308,745		△308,745
当期純損失							△126,413	△126,413		△126,413
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△435,158	△435,158	－	△435,158
平成27年３月31日残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	2,500,000	652,451	3,488,602	△245,957	8,607,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	4,874	4,874	9,049,235
会計方針の変更による累積的影響額			△1,336
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,874	4,874	9,047,899
当期変動額			
剰余金の配当			△308,745
当期純損失			△126,413
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,415	3,415	3,415
事業年度中の変動額合計	3,415	3,415	△431,743
平成27年３月31日残高	8,289	8,289	8,616,156

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。
保管有価証券	商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。 利付国債証券 額面金額の85% 社債（上場銘柄） 額面金額の65% 株券（一部上場銘柄）及び倉荷証券 時価の70%相当額

②ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
貯蔵品	個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 22年から47年
②無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。 なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
④長期前払費用	定額法によっております。

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

①貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
④訴訟損失引当金	係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり損失見込額を計上しております。
⑤退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は、退職金制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。 ⅰ退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ⅱ数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付引当金の算定方法は、以下のとおりであります。

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	644,586千円
会計方針の変更による累積的影響額	1,336千円
会計方針の変更を反映した期首残高	645,922千円
勤務費用	44,922千円
利息費用	6,975千円
数理計算上の差異の発生額	6,329千円
退職給付の支払額	△25,594千円
退職給付債務の期末残高	678,556千円

年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	299,750千円
期待運用収益	5,995千円
数理計算上の差異の発生額	35,543千円
事業主からの拠出額	44,733千円
退職給付の支払額	△12,766千円
年金資産の期末残高	373,255千円

退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	678,556千円
年金資産	△373,255千円
未積立退職給付債務	305,300千円
未認識数理計算上の差異	31,163千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	336,464千円

退職給付引当金	336,464千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	336,464千円

（注）貸借対照表に計上している退職給付引当金との差異は、確定した債務につき未払金に振替えたものであります。

退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	44,922千円
利息費用	6,975千円
期待運用収益	△5,995千円
数理計算上の差異の費用処理額	△882千円
確定給付制度に係る退職給付費用	45,021千円

年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	50%
株式	46%
現金及び預金	4%
その他	0%
計	100%

長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率　0.91%
長期期待運用収益率　2.0%

⑥商品取引責任準備金　商品取引責任準備金は、商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

①受取手数料

商品先物取引	委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
オプション取引	委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
商品ファンド	取引成立日に計上しております。
外国為替証拠金取引	委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

②売買損益　反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。なお内容は、商品先物取引売買損益及び外国為替証拠金取引売買損益であります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,336千円増加し、利益剰余金が1,336千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「特別損失」の「減損損失」に含めていた金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）によるゴルフ会員権の減損損失は、より明瞭に表示する観点から当事業年度より「会員権評価損」として独立掲記することとしました。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①定期預金　420,000千円

上記定期預金は、当座借越の担保に供しております。

これに対応する債務として、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入金の状況は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	420,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	420,000千円

②取引証拠金等の代用として㈱日本商品清算機構へ預託している資産は次のとおりであります。

保管有価証券　6,268,931千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　475,230千円

(3) 商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額はありません。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は980,000千円であります。

また、外国為替証拠金取引における委託者からの預り資産は、金融商品取引法第43条の３に基づき、当社の自己資産と区分して管理するため、㈱三井住友銀行との契約により13,920,000千円を信託保全しております。

(4) 投資その他の資産の破産更生債権等のうち、1,180,000千円については、自己株式（時価1,053,690千円）を担保として受け入れており、債権金額と担保処分見込額との差額を貸倒引当金として計上しております。

(5) 偶発債務

平成27年３月末において、訴訟損失引当金を計上したもの以外で商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が29件（請求額1,250,796千円）となっております。

また、外国為替証拠金取引に関しては、当社を被告とする損害賠償請求件数が２件（請求額80,645千円）となっております。

５．損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
兵庫県洲本市	遊休資産	土地
群馬県吾妻郡	遊休資産	土地

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っております。

当該資産は、現在遊休状態であり、また将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,179千円）として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、固定資産税評価額を合理的に調整した価格に基づき評価しております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,227,207株	－株	－株	16,227,207株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	789,942株	－株	－株	789,942株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成26年６月27日開催の第42期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　308,745千円
・１株当たり配当額　20円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成27年６月26日開催の第43期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　308,745千円
・１株当たり配当額　20円
・配当の原資　利益剰余金
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は、行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社は、商品先物取引及び外国為替証拠金取引を主たる事業としております。

委託者未収金は、商品市場における取引に基づいて発生する委託者に対する未収金であり委託者の信用リスクに晒されております。

委託者からの取引の証拠金は、差入保証金としてアウトハウス型クリアリングハウスである清算機構へ預託しておりますので、リスクはほとんどないと認識しております。

未収入金は、清算機構との場勘定、未収委託手数料等であります。

長期差入保証金は、清算機構等への預託金であります。

未払金は清算機構との場勘定、未払配当金等であります。

預り証拠金及び預り証拠金代用有価証券は委託者より取引の証拠金として受け入れたものであります。

委託者差金は、商品取引清算機関等を経由して受払いをした委託者の計算による未決済建玉に係る約定差金及び帳入差金等であります。

外国為替取引預け金は、主にカウンターパーティとのカバー取引を行っておりますが、外国為替証拠金取引における委託者からの預り資産は、当社の自己資産と区分して管理するため、㈱三井住友銀行に信託保全しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式でありますが、発行体の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

出資金は、商品先物取引法により定められているもので、リスクはほとんどないと認識しております。

長期貸付金は、主に業務上の関係を有する者に対する貸付金であり契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

固定化営業債権は、平成27年３月31日より１年以上前に発生した無担保委託者未収金であり、委託者の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、貸付金等から振り替えたものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社や支店のビルに対するものでありますが、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。
ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資等を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長で４年後であります。
預り金は、主に従業員に対するものであります。
デリバティブ取引は、商品先物取引及びオプション取引については受託業務を円滑に実施し、商品先物市場の機能維持を主たる目的に、また、外国為替証拠金取引については、業務の円滑な遂行とリスクヘッジを目的としております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用リスクに関する管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を把握する体制としております。
デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ⅱ市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、商品先物市場における建玉数量は各商品取引所の市場管理要綱の定める数量の範囲内とし、取引全体の投資限度額は社内規程の定める基準の範囲内としております。業務本部長は日々の業務終了時に、市場部等から報告資料の提出を受け、社内規程等を遵守しているか確認しております。
また、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。
市場価格の変動リスク以外の市場リスクの影響を受けるその他の金融商品については、各リスク係数の変動に対する感応度の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

ⅲ資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

ⅳ金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	15,771,897	15,771,897	－
（２）委託者未収金	101,058	101,058	－
（３）売掛金	30,623	30,623	－
（４）差入保証金	10,844,473	10,844,473	－
（５）委託者差金	4,471,868	4,471,868	－
（６）外国為替取引預け金	1,960,571	1,960,571	－
（７）未収入金	377,974	377,974	－
（８）投資有価証券 その他有価証券	25,618	25,618	－
（９）出資金	55,350	55,350	－
(10) 長期差入保証金	399,618	399,618	－
(11) 長期貸付金	19,000		
貸倒引当金（※）	△400		
	18,600	18,600	－
(12) 固定化営業債権	1,116,508		
貸倒引当金（※）	△914,161		
	202,346	202,346	－
(13) 破産更生債権等	1,372,857		
貸倒引当金（※）	△266,274		
	1,106,582	1,106,582	－
(14) 敷金及び保証金	700,976	700,976	－
資産計	36,067,559	36,067,559	－
（１）買掛金	39,469	39,469	－
（２）リース債務（流動負債）	10,553	11,353	799
（３）未払金	188,399	188,399	－
（４）未払法人税等	64,896	64,896	－
（５）預り金	15,480	15,480	－
（６）預り証拠金	28,416,287	28,416,287	－
（７）預り証拠金代用有価証券	6,853,896	6,853,896	－
（８）委託者未払金	1,852	1,852	－
（９）リース債務（固定負債）	25,522	27,015	1,493
負債計	35,616,358	35,618,651	2,292

（※）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）委託者未収金、（３）売掛金、（４）差入保証金、（５）委託者差金、（６）外国為替取引預け金、（７）未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

（８）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（９）出資金、(10) 長期差入保証金

商品先物取引法により定められているもので、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(11) 長期貸付金、(12) 固定化営業債権、(13) 破産更生債権等

相手先ごとに、回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しており、貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額を時価としております。

(14) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、本支店の閉鎖予定がなく、賃貸契約期間を見積もることが困難であり、また市場価額がないため、当該帳簿価額としております。

負　債

（１）買掛金、（３）未払金、（４）未払法人税等、（５）預り金、（６）預り証拠金、（７）預り証拠金代用有価証券、（８）委託者未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

（２）リース債務（流動負債）、（９）リース債務（固定負債）

時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法としております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式	14,300

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（８）投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、ほぼすべてが１年以内の償還予定となっております。

なお、満期のある有価証券は保有しておりません。

４．リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）
リース債務	10,553	10,782	11,015	3,724

５．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	現物先物取引売建	9,126	－	9,108	18
合計		9,126	－	9,108	18

８．資産除去債務に関する注記

賃借契約に関連して支出し、かつ、資産として計上している敷金の一部で、将来の退去時にその発生が見込まれる現状回復費用等相当額については、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	558円14銭
(2) １株当たり当期純損失	8円19銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

第一商品株式会社
取締役会　御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　仁戸田　　学　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　島　　雅　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、第一商品株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

第一商品株式会社　監査役会

常勤監査役　遠　藤　　勉　㊞

社外監査役　中　安　博　司　㊞

社外監査役　檜　原　俊　一　㊞

（注）　監査役中安博司及び監査役檜原俊一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第43期の期末配当につきましては、業績の状況、今後の積極的な事業展開を踏まえた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本方針としておりますが、当事業年度につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は308,745,300円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、定款を一部変更するものであります。

（２）取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で免除できる旨の規定変更案第22条第１項及び、監査役の責任を法令の範囲内で免除できる旨の規定変更案第29条第1項を定めるものであります。

また、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が、責任限定契約を締結できる旨の規定変更案第22条第２項及び変更案第29条第2項を定めるものであります。

なお、変更案第22条におきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）上記規定の新設に伴い、現行定款第22条から第27条を各1条ずつ、第28条以下を各２条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条から第21条（条文省略）	第１条から第21条（現行どおり）
（新　設）	（取締役の責任免除） 第22条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第22条から第27条（条文省略）	第23条から第28条（現行どおり）
（新　設）	（監査役の責任免除） 第29条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第28条から第38条（条文省略）	第30条から第40条（現行どおり）

第３号議案　取締役13名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、任期満了となる取締役10名並びに経営体制のさらなる躍進のため、社外取締役１名を含む３名を増員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	村崎 稔（むらさき みのる） （昭和９年２月24日生）	昭和44年10月　共栄商事㈱入社 昭和46年６月　同社取締役 昭和47年11月　新設合併に伴い当社に移籍 昭和49年２月　当社代表取締役 昭和52年７月　当社代表取締役社長 平成７年６月　当社代表取締役会長 平成15年６月　当社取締役会長 平成17年１月　当社代表取締役会長 平成17年６月　当社取締役会長 （現在に至る）	486,000株
2	落岩邦俊（おちいわ くにとし） （昭和28年11月20日生）	昭和51年４月　当社入社 昭和51年５月　東京第一商品㈱入社 昭和54年９月　合併に伴い当社に移籍 平成11年６月　当社取締役 平成12年７月　当社常務取締役 平成17年６月　当社代表取締役社長 営業総合本部長 平成19年７月　外国為替事業本部長 平成22年６月　営業総合本部長 兼本社営業本部長 平成23年２月　営業総合本部長 平成24年７月　当社取締役副会長 （現在に至る） 平成25年４月　穀物事業部担当 （現在に至る） 平成26年４月　ＩＲ担当（現在に至る）	57,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山中教史（やまなかのりふみ） （昭和36年７月22日生）	昭和61年４月　当社入社 平成15年８月　大阪第一支店長 平成15年10月　第五営業本部長 平成17年10月　日本橋支店長 平成19年８月　本店第一本店長 平成20年２月　副参与本店長 平成23年２月　当社執行役員 本社営業本部長 平成23年６月　当社取締役 平成24年１月　当社常務取締役 営業総合本部長 平成24年７月　当社代表取締役専務 平成25年９月　当社代表取締役副社長 平成26年４月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	15,800株
4	正垣達雄（しょうがきたつお） （昭和35年10月21日生）	昭和61年４月　当社入社 平成16年８月　当社経営企画室長 平成20年２月　当社経営企画本部副本部長 平成20年７月　当社執行役員 平成21年６月　経営企画本部長 平成22年２月　企画本部長 平成22年６月　当社取締役 平成22年７月　当社常務取締役 平成23年２月　ＩＲ担当兼企画本部長 平成25年４月　当社専務取締役 （現在に至る） 管理総合本部長 兼業務本部長 平成26年４月　業務本部長 （現在に至る） 平成26年11月　管理総合本部長 （現在に至る）	4,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	當野（とうの） 忍（しのぶ） （昭和38年11月１日生）	昭和61年４月　当社入社 平成19年８月　第一外国為替事業本部副本部長 平成22年１月　第四営業本部長 平成22年６月　第二営業本部長 平成22年７月　当社執行役員 平成23年２月　第三営業本部長 平成23年６月　当社取締役 平成23年７月　第三営業本部長 平成24年４月　営業総合本部副本部長 平成24年７月　第二営業本部長 平成25年４月　当社常務取締役（現在に至る） 第三営業本部長 平成25年６月　商品事業本部長（現在に至る） 兼第一本部長兼営業推進部長 平成26年７月　営業総合本部長（現在に至る）	15,900株
6	武田（たけだ） 仁（ひとし） （昭和30年１月６日生）	昭和53年４月　西王商事㈱（あしたば商品㈱）入社 平成３年12月　同社横浜支店長 平成14年４月　吸収合併に伴い当社に移籍 平成14年６月　当社執行役員 平成15年10月　第四営業本部長 平成19年11月　第三営業本部長 平成22年６月　投資相談本部長 平成22年９月　外国為替事業本部担当 平成24年７月　調査本部副本部長 平成24年12月　調査本部長兼顧客審査部長兼顧客管理部長（現在に至る） 平成25年４月　当社常務執行役員 平成25年６月　当社取締役 平成25年７月　当社常務取締役（現在に至る）	20,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	鈴村建直（すずむらたてなお） （昭和42年11月７日生）	昭和61年４月　ダイハツ工業㈱入社 平成元年10月　大倉商事㈱入社 平成元年11月　当社入社 平成17年10月　大阪第一支店長 平成18年12月　第一営業本部長 平成19年７月　当社執行役員 平成19年８月　第二営業本部長 平成22年６月　第一営業本部長 平成22年６月　当社取締役（現在に至る） 平成23年２月　第二営業本部長 平成23年７月　投資相談本部長 平成24年４月　営業総合本部副本部長 平成24年７月　名古屋支店長 平成25年４月　第二営業本部長 平成25年６月　第二本部長（現在に至る）	6,700株
8	三谷正志（みたにただし） （昭和45年２月３日生）	平成４年３月　当社入社 平成18年12月　大阪第一支店長 平成25年６月　第三本部長兼大阪支店長 平成25年12月　当社執行役員 第三本部長（現在に至る） 平成26年６月　当社取締役（現在に至る） 平成26年７月　営業推進部長（現在に至る）	23,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		所有する当社の株式数
9	浅野信行（あさのぶゆき） （昭和30年４月５日生）	昭和53年４月 昭和54年９月 平成12年６月 平成14年６月 平成17年６月 平成19年７月 平成20年10月 平成22年２月 平成23年２月 平成24年１月 平成24年４月 平成25年４月 平成25年６月 平成26年７月 平成26年９月 平成27年３月	東京第一商品㈱入社 合併に伴い当社に移籍 当社取締役 当社執行役員 当社取締役 当社常務取締役 営業総合本部長 調査本部長 経営企画本部長 第一営業本部長 東京中央支店長 当社取締役（現在に至る） 投資相談部長 穀物事業部長 ＦＸ事業本部長 第一本部長 投資相談部長 埼玉支店長(現在に至る)	9,300株
10	菅原光一（すがはらこういち） （昭和40年９月４日生）	昭和59年４月 昭和61年１月 平成17年１月 平成21年７月 平成23年７月 平成23年11月 平成24年１月 平成24年４月 平成24年６月 平成25年６月 平成26年９月 平成27年４月	㈱ユニティ貿易入社 当社入社 新宿第二支店長 千葉支店長 東京中央支店長 本社営業本部副本部長 当社執行役員 本社営業本部長 営業総合本部副本部長 当社取締役（現在に至る） 千葉支店長 千葉支店担当 内部監査室長(現在に至る)	11,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
11	※ 木村（きむら）　学（まなぶ） （昭和36年11月19日生）	昭和58年10月　㈱冨士化学入社 昭和60年５月　大倉商事㈱入社 平成元年11月　当社入社 平成10年５月　和歌山支店長 平成10年９月　大阪第一支店長 平成12年４月　大阪第二支店長 平成15年10月　本店第二本店長 平成24年７月　当社執行役員 （現在に至る） 平成26年７月　ＦＸ事業本部長 （現在に至る）	12,700株
12	※ 新美（にいみ）　鹿次郎（しかじろう） （昭和47年９月24日生）	平成７年３月　当社入社 平成17年10月　千葉支店長代行 平成23年２月　新宿第一支店長 平成25年６月　第二本部副本部長 平成26年５月　当社執行役員（現在に至る） 平成26年９月　第一本部副本部長 平成26年11月　第一本部長代理 平成27年１月　第一本部長（現在に至る）	11,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
13	※ なか じま ふみ たか 中島文隆 (昭和29年11月19日生)	昭和49年１月　当社入社 平成元年４月　第二調査部課長 平成10年５月　大阪第一調査部次長 平成13年７月　萬成プライムキャピタルフューチャーズ㈱入社 平成14年４月　ベストコモディティ㈱転属 平成15年７月　㈱グランリッツ入社 平成17年12月　米常商事㈱入社 平成19年４月　コスモ物流㈱入社 平成19年７月　インタートレーディング㈱入社 平成22年12月　洸洋㈱入社 平成23年４月　南蛮亭入社 平成23年10月　㈱イーネット入社 平成25年７月　㈱未来都入社 （現在に至る）	ー株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．中島文隆氏は、社外取締役候補者であります。
４．中島文隆氏を社外取締役とした理由は、企業経営に関与された経験はありませんが、他業種に携わってこられた豊富な経験と幅広い見地を当社経営に活かし、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと判断し、選任いたしました。
５．当社は、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、中島文隆氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

平成27年３月31日をもって、監査役木下七郎氏は辞任により退任されましたので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
左海博夫 (昭和29年８月19日生)	昭和52年４月　当社入社 昭和63年１月　企画部課長 平成７年５月　経営企画室次長 平成10年４月　経営企画室 兼東京第一調査部次長 平成10年10月　企画本部本部長代行 平成12年１月　経営企画室室長 平成14年10月　総務部次長 平成18年12月　総務部兼人事部次長 平成19年８月　総務部兼人事部部長代理 平成24年７月　人事本部長 平成25年４月　当社執行役員 （現在に至る） 平成26年11月　内部監査室長 平成27年４月　内部監査室付 （現在に至る）	19,100株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

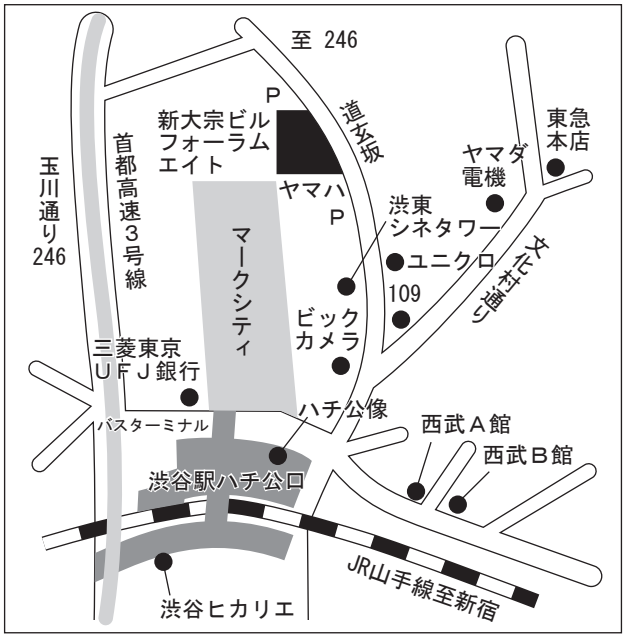
２．監査役候補者左海博夫氏の任期は、当社定款の定めにより、平成31年６月下旬開催予定の第47期定時株主総会終結の時までとなります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

会　場　東京都渋谷区道玄坂二丁目10番７号
新大宗ビル１号館
フォーラムエイト６階　663号室
TEL　03－3780－0008



最寄り駅

ＪＲ山手線、東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線
各線　渋谷駅　下車　徒歩約５分
ＪＲ埼京線渋谷駅　下車　徒歩約10分